

### 第3回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年3月3日(金)  
開会 15時00分  
閉会 15時50分
2. 場 所 市民センター 文化ギャラリー
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	欠	14	副島 敏和	○

議事録署名者 5番 梅村 幸臣

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	末吉 亜紀
書記	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第12号	農地法第5条の申請について
議案第13号	農地法第4条の申請について
議案第14号	農地法第3条の申請について
議案第15号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

報告第5号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第6号	農用地利用配分計画[農地中間管理事業(借受者の変更)]について
報告第7号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
報告第8号	「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」及び農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積(下限面積)」の廃止について

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。  (挨拶)</p> <p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者は7番の西山 哲委員です。  次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は5番 梅村 幸臣委員、12番 相良 安夫委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第12号 農地法第5条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号 農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号 農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    利用権設定 通年</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>    公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>報告第6号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業     【借受者の変更】〕について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>報告第8号 「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」及び農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積（下限面積）」の廃止について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。  それでは、議事に入ります。  議案第12号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第12号 農地法第5条の申請について	8件	議案第13号 農地法第4条の申請について	3件	議案第14号 農地法第3条の申請について	4件	議案第15号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について		利用権設定 通年	26件	公社からの買受	1件	報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について	5件	報告第6号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業 【借受者の変更】〕について	1件	報告第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	25件	報告第8号 「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」及び農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積（下限面積）」の廃止について	1件
議案第12号 農地法第5条の申請について	8件																				
議案第13号 農地法第4条の申請について	3件																				
議案第14号 農地法第3条の申請について	4件																				
議案第15号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																					
利用権設定 通年	26件																				
公社からの買受	1件																				
報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について	5件																				
報告第6号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業 【借受者の変更】〕について	1件																				
報告第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	25件																				
報告第8号 「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」及び農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積（下限面積）」の廃止について	1件																				
事務局	<p>議案第12号 9番についてご説明します。  議案は1ページになります。  図面は1ページから10ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が共同住宅建設をするための申請です。  農地区分は第2種農地。</p>																				

事務局	<p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、10番になります。      図面は11ページから16ページです。      申請地は〇〇〇〇地区です。      譲受人が一般住宅建設をするための申請です。      農地区分は第2種農地。      許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、11番になります。      図面は17ページから20ページです。      申請地は〇〇〇〇地区です。      譲受人が駐車場として使用するための申請です。      農地区分は第2種農地。      許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、12番になります。      図面は21ページから23ページです。      申請地は〇〇〇〇地区です。      借受人が太陽光発電設備として使用するための申請です。      農地区分は第2種農地。      許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、13番になります。      図面は24ページから35ページです。      申請地は〇〇〇〇地区です。      譲受人が共同住宅建設をするための申請です。      農地区分は第2種農地。      許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、14番になります。      図面は36ページから43ページです。      申請地は〇〇〇〇地区です。</p>
-----	---

事務局	<p>譲受人が特定建築条件付売買予定地をするための申請です。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、15番になります。 図面は44ページから50ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、16番になります。 図面は51ページから54ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が太陽光発電設備として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第12号 については以上8件です。</p>
議長	それでは9番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	特別に反対はありませんでしたが、ここは地盤は低くてですね、大雨が降ったらすぐに浸かります。アパートを建てる分には構わないですが、浸かるということは言いました。隣接者からの反対もありませんでしたので、私も承諾しました。以上です。
議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。 &lt;なし&gt; 特に無いようですので、続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	この辺りはほとんど住宅地になっており、下水も整備されております。ここは水が流れてくるところですが、それでもよいということで、区長さん、生産組合長さんの印もありましたので、私も承諾しました。以上です。
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。 &lt;なし&gt; 特に無いようですので、続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	現地は譲受人の方の別荘みたいにして家を作っております。その方の駐車場ということで、現在畑は荒れている状態ですけども、特に周りに支障はないということで、私も押印しました。ご審議お願いいたします。
議長	11番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地は周囲に梨園があります。ほとんどの方が10数年前に梨園を辞められておりまして伐採されています。だいぶ荒れておりましたが、何も問題ないということを確認して承諾しました。区長さん、生産組合長さんの印もございました。ご審議お願いいたします。
議長	12番について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	借地は10年契約ですか。
担当委員	そういうことで言われております。
○番委員	後はちゃんと片付けてもらわないといけないですね。
○番委員	大体、契約は20年です。買取価格は20年です。太陽光は、償却がはっきりしないですので、いつまでもいいという感じですか。20年以上は発電するはずですか。
○番委員	年数も経てば落ちていくはずですよ。
○番委員	買取価格も安くなっていますね。
○番委員	今は安くなっています。家庭用が10年買い取り、産業用が20年で、早く契約した人は買取価格が高い訳です。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、13番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここに〇〇〇〇の寮を作るそうです。少し前に荒れてるということで農地かどうかの判断のために現地調査に行ったところでした。区長さん、生産組合長さんの判もありましたし、すぐ横に下水道もあり問題ないところです。以上です。
議長	13番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、14番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは三棟建売を建てるということでした。雨水、排水も問題ないところです。区長さん、生産組合長さんの印もありましたので、私も押印しました。ご審議お願いいたします。

議長	<p>14番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、15番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>農地の一部を分筆して一般住宅を建設するという事で申請されています。〇〇〇〇については住宅への通路と奥の農地の通路を兼ねておりますので、使用貸借での申請となっています。</p> <p>排水計画については、雨水は溜桝に集水した後に市道側溝へ、生活雑排水は合併浄化槽で処理した後に市道側溝へ放流する計画となります。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、16番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請人が親から農地を借りて太陽光発電設備設置をするという事で申請されています。</p> <p>排水計画については、雨水は地下浸透となっており、超越分については隣地の田んぼに流水するとのことです。隣地の田んぼの所有者の承諾もあります。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>16番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請8件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第13号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 について説明します。</p> <p>議案第13号 4番についてご説明します。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>図面は55ページから57ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に植林をしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p>

事務局	<p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は4ページ、5番になります。      図面は58ページから59ページです。      申請地は〇〇〇〇地区です。      申請人が駐車場として使用するための申請です。      農地区分は第2種農地。      許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は4ページ、6番になります。      図面は60ページから63ページです。      申請地は〇〇〇〇地区です。      申請人が植林をするための申請です。      なお、許可を受けずに〇〇〇〇年頃に植林をしていたとして始末書が添付されています。      農地区分は第2種農地。      許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。      議案第13号 については以上3件です。</p>
議長	4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地の方を見に行きましたが山の上の方で、ヒノキも何十年にもなっており、お父さんが植えたということです。あの辺りは元々ほとんどみかん山だったということですが面影はなく森林化している状態です。以上です。
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。      &lt;なし&gt;      特に無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	今回は、家の前の畑の一部を利用して駐車場を作りたいということで申請されています。今は家の前に2～3台くらいしか置けないので、お客さんが見えた時に駐車場として利用したいとのことでした。雨水は側溝に今までどおり流すということで地元の了解も得られているということです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。      &lt;なし&gt;      特に無いようですので、続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>



担当委員	一枚のうち二枚は木が大きくなっていましたが、あと一枚はみかん畑の後のなっておりまして植林の予定となっています。ご審議よろしくお願ひします。
議長	6番について、御意見、御質問はございませぬか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第14号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第14号 4件について御説明いたします。  議案は5ページから6ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしてあります。  議案第14号 については以上4件です。
議長	議案第14号 について議案の5ページから6ページを見ていただき、御意見、御質問はございませぬか。 <なし> 特に無いようですので、議案第14号 農地法第3条の申請については許可といたします。  続きまして、議案第15号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年26件について説明をお願いします。
事務局	議案第15号 利用権設定の通年について御説明します。  議案の7ページから11ページに明細書を、12ページから26ページに農用地利用集積計画書を掲げております。 借受人が19名、貸付人が24名で、面積は田が55,447㎡、畑が2,190㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。  議案第15号 利用権設定の通年については以上です。
議長	議案第15号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませぬか。 <なし> 特に無いようですので、議案第15号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強

議長	<p>化促進事業] の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第15号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] 公社からの買受について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号 公社からの買受について、御説明します。</p> <p>議案の27ページに明細書を、28ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>こちらは2月の委員会で農業公社への売渡を決定した件について、今回、農業公社から買受する内容です。</p> <p>畑が1筆、面積は2,993㎡となっております。</p> <p>議案第15号 公社からの買受については以上です</p>
議長	<p>農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] 公社からの買受について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第15号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] 公社からの買受については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号 について御説明します。</p> <p>議案は29ページになります。</p> <p>5件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第5号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第6号 農用地利用配分計画 [農地中間管理事業【借受者の変更】] について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号 農用地利用配分計画 [農地中間管理事業【借受者の変更】] について御説明いたします。</p>

事務局	<p>議案は30ページになります。</p> <p>〇〇〇地区農地流動化計画の変更に伴う借受者の変更です。</p> <p>農用地利用配分計画書を31ページに掲げております。</p> <p>報告第6号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第6号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第7号 について御説明します。</p> <p>議案は32ページから33ページになります。</p> <p>昨年8月から9月にかけて実施しました農地パトロールにおいて、荒廃して耕作することが困難な農地については非農地判断をしていただきました。</p> <p>その中で農地所有者等から相談を受けていた農地 25筆16, 250㎡について、非農地通知書を発送します。</p> <p>また、それ以外の非農地判断をした農地については、4月に事前通知書を送付いたします。農地所有者等から農地で管理したいとの意向がある農地を除き、6月に非農地通知書を発送することになります。</p> <p>報告第7号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第8号「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」及び農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積（下限面積）」の廃止について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号について説明します。</p> <p>令和5年4月1日施行予定の改正農地法により農地法第3条第2項第5号（下限面積要件）の規定が廃止されます。それに伴い、令和2年1月1日に設定した「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」及び農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積（下限面積）」の1㎡を廃止することになります。</p> <p>報告第8号についての説明は以上です。</p>

議長	報告第8号 「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」及び農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積（下限面積）」の廃止について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	空き家のみですか。五反はそのままですか。
○番委員	いくらでもいいのですか。
事務局	五反要件は廃止となります。他の要件はそのままです。
○番委員	空き家の人は機械も持たない人が多いのでは。
事務局	機械を所有しなくても、借りたりされています。
議長	報告第8号 「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」及び農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積（下限面積）」の廃止について、他に御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、これで報告事項を終了します。  これで第3回農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>